

平成 2 5 年 8 月 2 日
日本原子力発電株式会社

原子力規制委員会への
「質問状」に対する回答のお願い文書の提出について

当社は、去る 7 月 2 5 日に原子力規制委員会に提出した、敦賀発電所 2 号機
使用済燃料貯蔵設備に関する報告徴収命令の執行停止の申立て却下に対する
「質問状」について、本日、原子力規制委員会に対し添付の回答のお願い文書
を提出しましたので、お知らせいたします。

- ・添付資料：当社の提出した平成 2 5 年 7 月 2 5 日付「質問状」に対する
回答のお願い

以 上

平成25年8月2日

原子力規制委員会

委員長 田中 俊一 殿

日本原子力発電株式会社

取締役社長 濱田 康男

**当社の提出した平成25年7月25日付「質問状」に対する
回答のお願い**

当社は、去る7月16日付で行った行政不服審査法に基づく当社への報告徴収命令の執行停止の申立てに対する原子力規制委員会による申立てを却下するとの決定（平成25年7月24日 原管P発第1307242号）について、去る7月25日付で貴委員会に対し質問状を提出いたしました。

当該質問状において述べましたとおり、行政不服審査法は行政庁の違法又は不当な処分に対して、簡易迅速な手続により「国民の権利利益の救済」と「行政の適正な運営の確保」を図ることを目的とするものであります。

貴委員会におかれましては、当社が行政不服審査法第1条及び第34条の規定により提出いたしました当該質問状に対し、速やかに文書をもってご回答いただきますよう、重ねてお願いいたします。

以 上